

議案第 9 号

北本市敬老祝金条例の一部改正について

北本市敬老祝金条例の一部を次のように改正する。

平成 23 年 2 月 21 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市敬老祝金条例の一部を改正する条例

北本市敬老祝金条例（平成 14 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「年齢が」の次に「満 77 歳、満 80 歳、」を加える。

第 3 条の表満 88 歳の者の項の前に次のように加える。

満 77 歳の者	5, 000 円
満 80 歳の者	7, 000 円

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。